

0～2歳児の児童発達支援等の 利用者負担の**無償化**が始まります。

—令和8年4月1日から—

下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

対象のサービス

- ・児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援



対象の子ども

市独自助成による無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての3月31日まで」です。
(令和8年度の対象者)

年齢	生年月日
0～2歳児	誕生日が 令和5年4月2日～令和9年4月1日

※3～5歳児は国の制度により無償化済

(五)

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)はお支払いいただくことになります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※課税世帯では負担上限月額は「0円」とは表示されません。通所受給者証には、「市独自助成対象児」と記載します。

払い戻し方式にて、無償化を実施します。
対象の方には、令和8年10月下旬に申請書を送付します。

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
食事提供体制加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄 市独自助成対象児(～R9.3.31)	

問合せ先:八代市役所障がい者支援課
電話 0965-35-0294